

ご旅行条件(要約)

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し致しますので、事前にご確認の上お申し込み下さい。

募集型企画旅行契約

この旅行は日本通運株式会社首都圏旅行支店(東京都港区東新橋1-9-3日通本社ビル18F、国土交通大臣登録旅行業第19号(以下「当社」といいます))が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする海外募集型企画旅行条件書、確定書面(最終日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

ご旅行の申込方法と契約の成立

当社所定の旅行申込書にご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。

申込金 30,000円(お1人様につき)
申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取り扱います。

お客様との契約については、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものと致します。申込み締切日:10月31日(月)

旅行代金のお支払い

残金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払い頂きます。

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、料金、バス料金。旅行日程に明示した宿泊料金及び税、サービス料(バス・トイレ付き2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)。団体行動中の税金、チップ等 手荷物運搬料金(原則としてお1人様1個(20kgまで)。ただし利用航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内) 1名の添乗員同行費用 旅行日程に明示した食事料金(機内食を除)

旅行代金に含まれないもの

飲み物代、クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付け。追加飲食代その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金、サービス料 超過手荷物料金 お一人部屋使用料金(19,000円) お客様の傷害、疾病に関する医療費 予防接種料金 傷害疾病保険料 旅券印紙紙代(10,000円~15,000円) 渡航手続取扱料金(お客様ご自身が作成、申請された場合は不要です)・出入国記録書作成代行(4,200円) 本国内における自宅から発着空港(または集合/解散場所)までの交通費、宿泊料 ビジネスクラス追加料金。 オプショナルツアー代金 成田空港施設使用料、米国空港税、航空保険料、燃油サーチャージ。

旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい)
1. 旅券(パスポート): この旅行には、有効期間が2006年6月1日まで残っている旅券が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券取得はお客様の責任で行ってください。これらの手続きの代行については、販売店が渡航手続料金をいただいております。

旅行契約内容・代金の変更

当社は旅行契約の内容を変更し旅行代金を変更することがあります。詳しくは[条件書]によります。

取消料

お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
当社の責任とならないローン、渡航手続きの事由によるお取消の場合も上記取消料をいただきます。

解除時期等		取消料
旅行開始日の前日から起算して遡って	30~3日目	20%
	前々日、前日、当日	50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加		100%

当社の責任

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額はお一人様15万円までとし、損害発生の翌日から起算して21日以内に通知された場合)その他は「条件書」によります。

お客様の責任

当社はおお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により、当社が被害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。

旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更補償金を支払します。詳しくは「条件書」によります。

免責事項

お客様が次にあげるような当社、又は当社手配代行者の管理外の事由により損害を被ったときは責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、日本又は外国の官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

特別補償

当社の責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体又は手荷物に被った一定の損害については補償金及び見舞金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

クレジットカード利用の通信契約

・当社は当社が提携するクレジットカード会社の会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下通信契約といいます)を条件に電話その他通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。その場合、「会員」は「出発日」「旅行名」に加えて「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

・通信契約による旅行契約は電話によるお申し込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

・通信契約での「カード利用日」は会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

最少催行人員 Aコース20名 Bコース10名
これに満たない場合、旅行の実施ただし、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(ピーク時発旅行の場合は33日目)にあたる日より前に通知いたします。

現地手配業者との連絡方法

添乗員が同行しない場合での手配旅行業者との連絡方法は、最終日程表に明示します。

最終日程表の交付時期

確定した主な運輸機関名及び宿泊ホテル名が記載された最終日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし旅行開始日の7日前以降にお申込があった場合は、旅行開始日当日に交付する場合があります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明申し上げます。

個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申しいただいた旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供させていただきます。

旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は下記の日付を基準としています。
旅行条件基準日 2005年8月25日

<お振込み銀行>

みずほ銀行 第2集中支店
「日本通運(株)旅行口」
普通預金口座 No. 3729772

<旅行企画:実施>



日本通運(株)首都圏旅行支店

国土交通大臣登録旅行業第19号
ボンド保証会員・旅行業公正取引協議会会員

<お問い合わせ・お申込は...>

日本通運(株)首都圏旅行支店
東京都港区東新橋1-9-3日通本社ビル18F 〒105-8322
担当: 営業第1課 米川・松田
TEL: 03-6251-6351
FAX: 03-6251-6361
総合旅行業務取扱管理者 有馬 純仁

外務省の「海外危険情報」について: 渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。
「外務省海外安全ホームページ」:
<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でご確認下さい
渡航先(国または地域)の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」:
<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい

時間帯の目安 早朝=04:01~06:00 朝=06:01~08:00 午前=08:01~12:00 午後=12:01~16:00 夕刻=16:01~18:00 夜=18:01~23:00 深夜=23:01~04:00